



# 木曽林務課だより

11月号

## 大桑小学校でコカリナ製作を行いました!!～木育推進事業活用事例～

11月1日に大桑小学校3年生の16名が、ヒノキの間伐材を利用したコカリナの製作に取り組みました。

これは県の木育推進事業を活用した取組です。大桑村のヒノキを奏でる里づくり事業実行委員も務め、木工所を経営するコカリナの認定製作者田尻英昭さんが、木育推進員として小学生にコカリナ作りの指導をしました。

児童のみなさんは、田尻さんの指導を受けながら、コカリナに電動ドリルで穴をあける作業などを緊張した面持ちで製作に取り組みました。出来上がった後は、役場職員からコカリナの演奏方法を教わりました。

大桑村では、ヒノキを奏でる里づくり事業の一環として小学生のコカリナ製作を10数年前から行っており、植樹祭などのイベントにて自分で作ったコカリナを使って演奏するとのことです。



## 狩猟が解禁になりました！

11月15日から平成29年度の狩猟が解禁となりました。狩猟解禁日には、狩猟者への事故・違反の防止及びマナーの徹底と安全狩猟の呼びかけを目的に、早朝から49名体制で木曽管内における安全パトロールを実施しました。

入山者の方は、狩猟者を見つけやすい目立つ色の服装（蛍光色）の着用を心がけていただくようお願いいたします。狩猟の詳細は以下のとおりです。

- 1 狩猟期間：H29.11.15（水）～ H30.2.15（木）  
ただし、二ホンジカとイノシシの『わな猟』に限り、次のとおり期間を延長します。この場合、狩猟登録をされている方が「止め刺し」に限り銃器を使用することは可能です。  
延長期間：H30.2.16（金）～ H30.3.15（木）
- 2 狩猟場所  
県内全域の一般猟区（鳥獣保護区等に指定されていない狩猟可能な場所すべて）
- 3 「くくりわな」の径の規制解除  
平成19年度以降「くくりわな」の直径（短径）は12cm以下に規制されていますが、農林業被害を出している二ホンジカとイノシシの捕獲については、この規制を解除します。  
規制解除期間：H29.12.15（金）～ H30.3.15（木）

